

# 農林漁業用軽油の地球温暖化対策税の還付について

石油石炭税には地球温暖化対策のための税(以下「温対税」)が上乗せされていますが、農林漁業者が農林漁業用に使用した軽油については、温対税に相当する金額が製造者又は輸入者に還付されるため、農林漁業者へは、その分安い価格で販売されます。



温対税の税率

温対税 760円/KL
石油石炭税 2,040円/KL

還  
付



## <温対税の還付対象となる農林漁業用軽油>

軽油引取税の免税証で購入される農林漁業用軽油が還付対象となります。(ただし、木材加工業、木材市場業や遊漁船・取締船に使用するものなど、一部、対象外のものがあります。)



## <販売者に関する手続>

販売者は、農林漁業者への農林漁業用軽油の販売時に確認した免税証の内容を基に、還付対象となる使用数量の集計に必要な「使用数量集計確認証」や受払台帳を作成します。

※農林水産省ホームページの税制に関するページで詳細内容を掲載しています。  
※還付対象や手続等の詳細は、下記の担当部局までお問い合わせください。

	農 業	林 業	漁 業
担当部局 お問い合わせ先	農林水産省 生産局 技術普及課 生産資材対策室 03-6744-2435	林野庁 木材産業課 企画班 03-6744-2293	水産庁 加工流通課 企画調査班 03-3591-5612